

試薬に関連する法規制の動き（平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）

ページ

1. 化審法関連の改正	1
2. 化管法（PRTR 法）関連の改正	6
3. 安衛法関連の改正	6
4. 毒劇法関連の改正	11
5. 薬事法関連の改正	12
6. 麻向法関連の改正	12

【改正内容】

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

1-1. 「第一種監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 3 号（平成 20 年 10 月 1 日付官報）により、「第一種監視化学物質」に指定された。（通し番号 37/1 物質）

（経済産業省ホームページ参照 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h20/1kan081001.pdf]

- ① 4-sec-ブチル-2,6-ジ-tert-ブチルフェノール

1-2. 「第二種監視化学物質」の指定

（1）厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 1 号（平成 20 年 3 月 21 日付官報）により、「第二種監視化学物質」に指定された。

（通し番号 900～932/33 物質）

（経済産業省ホームページ参照 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/index/2kan080321.pdf]

- ① 2'-メチルアセトアセトアニリド
- ② 4-イソプロピルアニリン
- ③ チモール
- ④ m-アミノフェノール
- ⑤ p-ニトロフェノール
- ⑥ ナトリウム=4-ニトロフェノラート
- ⑦ ベンゼンチオール
- ⑧ ジフェニルジスルファン
- ⑨ ジトリデカン-1-イル=フタラート
- ⑩ 1,3-ジ-2-トリルグアニジン
- ⑪ 2-エチルヘキサン-1-イル=ジフェニル=ホスファート
- ⑫ 4-エチルビフェニル
- ⑬ 1,3-ベンゾチアゾール-2-チオール

- ⑭ 2, 2, 6, 6-テトラメチルピペリジン-4-オール
- ⑮ 4-エチルモルホリン
- ⑯ 6-フェニル-1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン
- ⑰ 4, 4' -イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)
- ⑱ 2, 3, 6-トリメチルフェノール
- ⑲ 水酸化セシウム
- ⑳ アンモニウム=ペルフルオロオクタノアート(別名パーフルオロオktan酸アンモニウム塩)
- ㉑ 1, 2, 3-トリクロロベンゼン
- ㉒ (トリフルオロメチル)ベンゼン
- ㉓ ノニルフェノール
- ㉔ 2-tert-ブチル-4, 6-ジメチルフェノール
- ㉕ 2, 3, 4, 6-テトラクロロフェノール
- ㉖ 2, 2' -ジ-tert-ブチル-5, 5' -ジメチル-4, 4' -スルファンジイルジフェノール
- ㉗ テレフタロニトリル
- ㉘ ベンジル(トリメチル)アンモニウム=クロリド
- ㉙ 2-アミノナフタレン-1-スルホン酸
- ㉚ ビフェニル-4, 4' -ジオール
- ㉛ 1H-1, 3-ベンゾイミダゾール-2-チオール
- ㉜ ヘキサナトリウム=2, 2' -{エテン-1, 2-ジイルビス[(3-スルホナト-4, 1-フェニレン)イミノ(6-フェノキシ-1, 3, 5-トリアジン-4, 2-ジイル)イミノ]}ビス(ベンゼン-1, 4-ジスルホナート)(別名CIフルオレスセント-271)
- ㉝ チオフェン
- (2) 厚生労働省・経済産業省・環境省告示第2号(平成20年7月30日付官報)により、「第二種監視化学物質」に指定された。
(通し番号 933~944/12物質)
(経済産業省ホームページ参照 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h20/2kan080730.pdf])
- ① 1, 1' -ジデシル-3, 3' - [ブタン-1, 4-ジイルビス(オキシメチレン)]ジピリジニウム=ジブロミド
- ② (R, S) - 2 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 1 - (1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ヘキサシ-2-オール
- ③ ビス [2 - (オキシラン-2-イルメトキシ) - 1-ナフチル]メタン及び [2, 7-ビス(オキシラン-2-イルメトキシ) - 1-ナフチル] [2 - (オキシラン-2-イルメトキシ) - 1-ナフチル]メタンを主成分(50%以上)とする、(ナフタレン-2, 7-ジオール、ナフタレン-2-オール及びホルムアルデヒドの反応生成物)と2-(クロロメチル)オキシランの反応生成物
- ④ アンモニウム=2, 2, 4, 4, 5, 5, 7, 7, 8, 8, 8-ウンデカフルオロ-3, 6-ジオキサオクタノアート
- ⑤ 臭化セシウム(I)
- ⑥ N, N, N', N'-テトラキス(オキシラン-2-イルメチル)-4, 4'-メチレンジアニリンを主成分(65%以上)とする、4, 4'-メチレンジアニリンと2-(クロロメチル)オキシランの反応生成物
- ⑦ X: ペンタエリトリールのアクリル酸エステル化物(ジ、トリ及びテトラエステル化物すべてを含む。)、Y: 1, 3, 5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1, 3, 5-トリアジナン-2, 4, 6-トリオン及びそのアクリル酸エステル化物(モノ、ジ及びトリエステル化物すべてを含む。)及びZ: ビシクロ [2. 2. 1]ヘプタン-2, 5(及び-2, 6)-ジイルビス(メチル=イソシアナート)の反応生成物(重量%比がX: Y: Z = 62~92: 0. 1~17: 6~36であるものに限る。)

- ⑧ 4-[4-{{6-{{1-アミノ-8-ヒドロキシ-7-[(4-ニトロ-2-スルホフェニル)ジアゼニル]-4,6-ジスルホナフタレン-2-イル}ジアゼニル}-1-ヒドロキシ-3,5-ジスルホナフタレン-2-イル}ジアゼニル}-2-クロロ-6-スルホフェニル)ジアゼニル]-5-ヒドロキシ-1-(4-スルホフェニル)ピラゾール-3-カルボン酸及びそのリチウム塩、ナトリウム塩の混合物(リチウム・ナトリウム混合塩を含む。)
- ⑨ 5,5'-(エチレンビス{イミノ[6-(5-{{3-メチル-2,7-ジオキソ-1-(3-スルホベンゾイル)-3,7-ジヒドロ-2H-ナフト[1,2,3-de]キノリン-6-イル]アミノ}-2,4-ジスルホアニリノ)-1,3,5-トリアジン-4,2-ジイル}オキシ})ジイソフタル酸及びその塩(Na, NH₄)を主成分とする、5-({4-[(2-{{4-アミノ-6-(5-{{3-メチル-2,7-ジオキソ-1-(3-スルホベンゾイル)-3,7-ジヒドロ-2H-ナフト[1,2,3-de]キノリン-6-イル]アミノ}-2,4-ジスルホアニリノ)-1,3,5-トリアジン-2-イル]アミノ}エチル)アミノ]-6-(5-{{3-メチル-2,7-ジオキソ-1-(3-スルホベンゾイル)-3,7-ジヒドロ-2H-ナフト[1,2,3-de]キノリン-6-イル]アミノ}-2,4-ジスルホアニリノ)-1,3,5-トリアジン-2-イル}オキシ)イソフタル酸、5-{{4-アミノ-6-(5-{{3-メチル-2,7-ジオキソ-1-(3-スルホベンゾイル)-3,7-ジヒドロ-2H-ナフト[1,2,3-de]キノリン-6-イル]アミノ}-2,4-ジスルホアニリノ)-1,3,5-トリアジン-2-イル}オキシ}イソフタル酸、5-({4-[(2-{{4-クロロ-6-(5-{{3-メチル-2,7-ジオキソ-1-(3-スルホベンゾイル)-3,7-ジヒドロ-2H-ナフト[1,2,3-de]キノリン-6-イル]アミノ}-2,4-ジスルホアニリノ)-1,3,5-トリアジン-2-イル]アミノ}エチル)アミノ]-6-(5-{{3-メチル-2,7-ジオキソ-1-(3-スルホベンゾイル)-3,7-ジヒドロ-2H-ナフト[1,2,3-de]キノリン-6-イル]アミノ}-2,4-ジスルホアニリノ)-1,3,5-トリアジン-2-イル}オキシ)イソフタル酸、5-{{4-((2-[(4,6-ジヒドロキシ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ]エチル)アミノ)-6-(5-{{3-メチル-2,7-ジオキソ-1-(3-スルホベンゾイル)-3,7-ジヒドロ-2H-ナフト[1,2,3-de]キノリン-6-イル]アミノ}-2,4-ジスルホアニリノ)-1,3,5-トリアジン-2-イル}オキシ}イソフタル酸、5,5'-(エチレンビス{イミノ[6-(5-{{3-メチル-2,7-ジオキソ-1-(3-スルホベンゾイル)-3,7-ジヒドロ-2H-ナフト[1,2,3-de]キノリン-6-イル]アミノ}-2,4-ジスルホアニリノ)-1,3,5-トリアジン-4,2-ジイル}オキシ})ジイソフタル酸、5-({4-[(2-{{4-ヒドロキシ-6-(5-{{3-メチル-2,7-ジオキソ-1-(3-スルホベンゾイル)-3,7-ジヒドロ-2H-ナフト[1,2,3-de]キノリン-6-イル]アミノ}-2,4-ジスルホアニリノ)-1,3,5-トリアジン-2-イル]アミノ}エチル)アミノ]-6-(5-{{3-メチル-2,7-ジオキソ-1-(3-スルホベンゾイル)-3,7-ジヒドロ-2H-ナフト[1,2,3-de]キノリン-6-イル]アミノ}-2,4-ジスルホアニリノ)-1,3,5-トリアジン-2-イル}オキシ)イソフタル酸、5,5'-(エチレンビス{イミノ[6-(5-{{3-メチル-2,7-ジオキソ-1-(3-スルホベンゾイル)-3,7-ジヒドロ-2H-ナフト[1,2,3-de]キノリン-6-イル]アミノ}-2,4-ジスルホアニリノ)-1,3,5-トリアジン-2,4-ジイル}ジオキシ})ジイソフタル酸及びそれぞれの塩(Na, NH₄)の混合物
- ⑩ 4-[ジフルオロ(3,4,5-トリフルオロフェノキシ)メチル]-3,5-ジフルオロ-4'-プロパン-1-イルビフェニル
- ⑪ 2,2'-ジヒドロキシ-2,2'-ジメチル-1,1'-(メチレンジ-1,4-フェニレン)ジプロパン-1-オンを主成分(90%以上)とする、2,2'-ジヒドロキシ-2,2'-ジメチル-1,1'-(メチレンジ-1,4-フェニレン)ジプロパン-1-オン及び2-ヒドロキシ-1-{3-[4-(2-ヒドロキシ-2-メチルプロパノイル)ベンジル]フェニル}-2-メチルプロパン-1-オンの混合物
- ⑫ X:ペンタエリトリールのアクリル酸エステル化物(ジ、トリ及びテトラエステル化物すべてを含む。)、Y:1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジナン-2,4,6-トリオン及びそのアクリル酸エステル化物(モノ、ジ及びトリエステル化物すべてを含む。)及びZ:ビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2,5(及び-2,6)-ジイルビス(メチル=イソシアナート)の反応生成物(重量%比がX:Y:Z=30~60:21~51:4~34であるものに限る。)

1-3. 「第三種監視化学物質」の指定

(1) 経済産業省・環境省告示第2号(平成20年3月21日付官報)により、「第三種監視化学物質」に指定された。(通し番号62~115/54物質)

(経済産業省ホームページ参照 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/index/3kan080321.pdf])

- ① ジビニルベンゼン
- ② ニクロム酸ナトリウム
- ③ o-フェニレンジアミン
- ④ 2'-メチルアセトアセトアニリド
- ⑤ 4-イソプロピルアニリン
- ⑥ p-(フェニルアゾ)アニリン
- ⑦ 1-(クロロメチル)-4-ニトロベンゼン
- ⑧ 1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン
- ⑨ ナトリウム=4-ニトロフェノラート
- ⑩ ベンゼンチオール
- ⑪ ジフェニルジスルファン
- ⑫ 1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン
- ⑬ 4-エチルピフェニル
- ⑭ 1-メチルナフタレン
- ⑮ 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジクロロジフェニルメタン(別名4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン))
- ⑯ 1-クロロナフタレン
- ⑰ 3a,4,7,7a-テトラヒドロ-1H-インデン
- ⑱ 5-エチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプター-2-エン
- ⑲ 1,3-ベンゾチアゾール-2-チオール
- ⑳ 5-クロロ-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)フェノール(別名トリクロサン)
- ㉑ 1,1,1,2-テトラクロロ-3-(2,3,3,3-テトラクロロプロポキシ)プロパン
- ㉒ 1,4-ジエチルベンゼン
- ㉓ 1,3-ジクロロベンゼン
- ㉔ 1,2,3-トリクロロベンゼン
- ㉕ N-エチルアニリン
- ㉖ 3,5-ジメチルアニリン
- ㉗ m-フェニレンジアミン
- ㉘ 2,4-ジクロロアニリン
- ㉙ 2,5-ジクロロアニリン
- ㉚ 1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン
- ㉛ 4-sec-ブチルフェノール
- ㉜ 2-tert-ブチル-4-メチルフェノール
- ㉝ チモール

- ③④ 2, 4-ジ-tert-ブチルフェノール
- ③⑤ 2, 6-ジ-sec-ブチルフェノール
- ③⑥ 2, 6-ジ-tert-ブチル-4-エチルフェノール
- ③⑦ フェノキシベンゼン
- ③⑧ 3-メチル-4-ニトロフェノール
- ③⑨ 2-(1-メチルプロピル)-4, 6-ジニトロフェノール
- ④⑩ 4-クロロ-2-メチルフェノール
- ④⑪ 2-[[ジブロモ(メチル)フェノキシ]メチル]オキシラン
- ④⑫ 2, 3, 4, 6-テトラクロロフェノール
- ④⑬ エチルシクロヘキサン
- ④⑭ 4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(別名4, 4'-メチレンジアニリン)
- ④⑮ 4-(2-フェニルプロパン-2-イル)フェノール
- ④⑯ (2-ヒドロキシ-4-メキシフェニル)(フェニル)メタン
- ④⑰ アセナフテン
- ④⑱ 3, 3'-ジクロロベンジジン
- ④⑲ 4-メチル-2, 4-ジフェニルペンタ-1-エン
- ⑤⑩ 1-イソプロピルナフタレン又は2-イソプロピルナフタレン
- ⑤⑪ キノリン-8-オール
- ⑤⑫ 10H-フェノチアジン
- ⑤⑬ ジベンゾ[b, d]チオフェン
- ⑤⑭ 3, 3'-ジメチルベンジジン(別名o-トリジン)

(2) 経済産業省・環境省告示第6号(平成20年7月30日付官報)により、「第三種監視化学物質」に指定された。(通し番号116~124/9件)

(経済産業省ホームページ参照 [http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/release/h20/3kan080730.pdf])

- ① [(アクリル酸と {[2-エチル-2-(ヒドロキシメチル)プロパン-1, 3-ジオールと3-ビニル-7-オキサビシクロ[4. 1. 0]ヘプタンのオキシラン環開環重付加物(n=1~15)}と過酢酸のオキシラン環生成反応物}のオキシラン環開環付加物)とシクロヘキサ-4-エン-1, 2-ジカルボン酸無水物のエステル化部分反応生成物(構造中にカルボキシル基を含む。)]とオキシラン-2-イルメチル=メタクリラートのオキシラン環開環部分付加物(構造中にヒドロキシル基を含む。)
- ② ω, ω'-(2, 2', 3, 3', 5, 5'-ヘキサメチルビフェニル-4, 4'-ジイルジオキシ)ビス{α-(ビニルベンジル)ポリ[オキシ(2, 6-ジメチル-1, 4-フェニレン)]}
- ③ (ホルムアルデヒド・レソルシノール重縮合物を主成分とする、ブタン-2-オン、ホルムアルデヒド及びレソルシノールの反応生成物)の部分アンモニウム塩
- ④ 1, 1'-ジデシル-3, 3'-[ブタン-1, 4-ジイルビス(オキシメチレン)]ジピリジニウム=ジブロミド
- ⑤ (R, S)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)ヘキサ-2-オール
- ⑥ N, N, N', N'-テトラキス(オキシラン-2-イルメチル)-4, 4'-メチレンジアニリンを主成分(65%以上)とする、4, 4'-メチレンジアニリンと2-(クロロメチル)オキシランの反応生成物
- ⑦ X:ペンタエリトリールのアクリル酸エステル化物(ジ、トリ及びテトラエステル化物すべてを含む。)、Y:1, 3, 5-トリス(2-ヒドロキ

シエチル) -1, 3, 5-トリアジナン-2, 4, 6-トリオン及びそのアクリル酸エステル化物(モノ、ジ及びトリエステル化物すべてを含む。)及びZ: ビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン-2, 5(及び-2, 6)-ジイルビス(メチル=イソシアナート)の反応生成物(重量%比がX: Y: Z = 62~92: 0. 1~17: 6~36であるものに限る。)

- ⑧ 2, 2'-ジヒドロキシ-2, 2'-ジメチル-1, 1'-(メチレンジ-1, 4-フェニレン)ジプロパン-1-オンを主成分(90%以上)とする、2, 2'-ジヒドロキシ-2, 2'-ジメチル-1, 1'-(メチレンジ-1, 4-フェニレン)ジプロパン-1-オン及び2-ヒドロキシ-1-{3-[4-(2-ヒドロキシ-2-メチルプロパノイル)ベンジル]フェニル}-2-メチルプロパン-1-オンの混合物
- ⑨ X: ペンタエリトリールのアクリル酸エステル化物(ジ、トリ及びテトラエステル化物すべてを含む。)、Y: 1, 3, 5-トリス(2-ヒドロキシシエチル)-1, 3, 5-トリアジナン-2, 4, 6-トリオン及びそのアクリル酸エステル化物(モノ、ジ及びトリエステル化物すべてを含む。)及びZ: ビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン-2, 5(及び-2, 6)-ジイルビス(メチル=イソシアナート)の反応生成物(重量%比がX: Y: Z = 30~60: 21~51: 4~34であるものに限る。)

2. 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)関連の改正

政令第356号(平成20年11月21日付官報)により、次の点が改正された。(施行日:平成21年10月1日)

(環境省報道発表資料ホームページ参照 [<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10428>])

- (1) 第一種指定化学物質の指定が354物質から462物質となった。
- (2) 特定第一種指定化学物質の指定が12物質から15物質となった。
- (3) 第二種指定化学物質の指定が81物質から100物質となった。
- (4) 届出を行う義務を負う取扱事業者となり得る業種に、医療業が追加された。

3. 労働安全衛生法(安衛法)関連の改正

3-1. 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

- (1) 基発第0206002号厚生労働省労働基準局長通達(平成20年2月6日付)により、次に示す物質は、強度の変異原性が認められるため指針に基づく措置を講ずるように周知された。

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=2890>])

【変異原性が認められた届出物質】(37物質)

- ① アクリル酸と2, 2'-[4, 4'-(エタン-1, 1-ジイル)ビス(1, 4-フェニレンオキシメチレン)]ビス(オキシラン)のアクリル酸=3-(4-{1-[4-(2, 3-エポキシプロポキシ)フェニル]エチル}フェノキシ)-2-ヒドロキシプロピルを主成分とする反応生成物
- ② 1-アセチルチオ尿素
- ③ 3-(4-イソプロピルフェニル)アクリロイル=クロリド
- ④ 3-エチル-1, 1, 2-トリメチル-1H-ベンゾ[e]インドール-3-イウム=p-トルエンスルホナート
- ⑤ 1-[9-エチル-3-(1-ナフトイル)カルバゾール-6-イル]ブタ-2-エン-1-オン
- ⑥ [9-エチル-6-(3-ヒドロキシアミノ-1-ヒドロキシイミノブチル)カルバゾール-3-イル](ナフタレン-1-イル)ケトン
- ⑦ 1-エチル-6-ヒドロキシ-5-[(4-メトキシ-2-ニトロフェニル)ジアゼニル]-4-メチル-2-オキソ-1, 2-ジヒドロピリジン-3-カルボニトリルと6-ヒドロキシ-1-(3-イソプロポキシ)プロピル-5-[(4-メトキシ-2-ニトロフェニル)ジアゼニル]-4-メチル-2-オキソ-1, 2-ジヒドロピリジン-3-カルボニトリルの混合物
- ⑧ 3, 3'-(エチレンジオキシ)ビス(1, 2-エポキシプロパン)と3-クロロ-1, 2-エポキシプロパンとピペラジンの反応生成物

- ⑨ 3-[2-(2-エトキシブタ-1-エン-1-イル)-5,6-メチレンジオキシベンゾチアゾール-3-イオ]プロパン-1-スルホナート
- ⑩ 2,2'-[4,4'-オキシビス(1,4-フェニレンオキシメチレン)]ビス(オキシラン)とメタクリル酸のメタクリル酸=3-[4-[4-(2,3-エポキシプロポキシ)フェノキシ]フェノキシ]-2-ヒドロキシプロピルを主成分とする反応生成物
- ⑪ 6-クロロナフタレン-2-スルホン酸
- ⑫ 3-(3-クロロプロパ-1-エン-1-イル)-8-オキソ-7-(2-フェニルアセチルアミノ)-5-チア-1-アザビシクロ[4.2.0]オクタ-2-エン-2-カルボン酸=4-メトキシベンジル
- ⑬ 1-クロロメチル-4-イソプロポキシベンゼン
- ⑭ 1-クロロメチル-2,5-ジクロロ-4-エトキシベンゼン
- ⑮ 3,5-ジニトロベンゾイル=クロリド
- ⑯ trans-4,5-ジフルオロ-1,3-ジオキソラン-2-オン
- ⑰ 4-(ナフタレン-2-イル)-1,3-チアゾール-2-アミン
- ⑱ 4-(ナフタレン-2-イル)-1,3-チアゾール-2-アミン=臭化水素酸塩
- ⑲ ナフト[2,1-b]フラン-1(2H)-オン
- ⑳ ナフト[2,1-b]フラン-1(2H)-オン O-アセチルオキシム
- ㉑ ナフト[2,1-b]フラン-1(2H)-オン オキシム
- ㉒ 2-[(4-ニトロフェノキシ)メチル]オキシラン
- ㉓ 2-ニトロ-4-プロパノイルベンゾニトリル
- ㉔ 3-ニトロベンゼンスルホン酸=(R)-(-)-2,3-エポキシプロピル
- ㉕ 1,1-ビス[4-(2,3-エポキシプロポキシ)フェニル]エタンとメタクリル酸のメタクリル酸=3-(4-{1-[4-(2,3-エポキシプロポキシ)フェニル]エチル}フェノキシ)-2-ヒドロキシプロピルを主成分とする反応生成物
- ㉖ 2-ヒドロキシ-3-[2-(2-メトキシエトキシ)-5-ニトロピリジン-4-イル]プロペン酸エチル
- ㉗ 4-プロピル-1,3,2-ジオキサチオラン-2,2-ジオキソド
- ㉘ 2-[2-(プロピルスルホニルオキシイミノ)チオフエン-3(2H)-イリデン]-2-(2-メチルフェニル)アセトニトリル
- ㉙ 3-ブロモ-2-ニトロチオフエン
- ㉚ 1-(4-ブロモ-3-ニトロフェニル)プロパン-1-オン
- ㉛ 3-ブロモ-2,2-ビス(ブロモメチル)プロパン酸
- ㉜ 5-ブロモ-1,3-ベンゾチアゾール-2-チオール
- ㉝ 1-ブロモメチル-4-ヨードベンゼン
- ㉞ メタクリル酸=トリシクロ[3.3.1.1^{3,7}]デカン-2-イルオキシメチル
- ㉟ メタンズルホン酸=(2,4-ジフルオロフェニル)(2-メチルオキシラン-2-イル)メチル
- ㊱ 8-メチルノナン酸=4-ヒドロキシ-3-メトキシベンジル
- ㊲ 4-メチルベンゼンスルホン酸=3-メトキシプロピル

(2) 基発第 0903002 号 厚生労働省労働基準局長通達(平成 20 年 9 月 3 日付)により、次に示す物質は、強度の変異原性が認められたため指針に基づく措置を講ずるように周知された。

(日本化学工業協会ホームページ参照 [<http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=3172>])

【変異原性が認められた届出物質】(53 物質)

- ① 1-(1-アミノピロール-2-イル) エタノン=塩酸塩
- ② 1-アミノ-4-ブロモ-2-メチルアントラキノンと 3-ジメチルアミノプロピルアミンの 1-アミノ-4-(3-ジメチルアミノプロピルアミノ)-2-メチルアントラキノン を主成分とする反応生成物
- ③ 1-アミノ-2-メチルアントラキノンと臭素の 1-アミノ-4-ブロモ-2-メチルアントラキノン を主成分とする反応生成物
- ④ 4-アミノ-3-メトキシ安息香酸メチル
- ⑤ 4-[4-(4-アミノ-5-メトキシ-2-メチルフェニルジアゼニル)-2, 5-ジメチルフェニルジアゼニル] ベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ⑥ 5-(4-アミノ-5-メトキシ-2-メチルフェニルジアゼニル)-2-ヒドロキシ安息香酸
- ⑦ 2-エチル-2-(ヒドロキシメチル)プロパン-1, 3-ジオール・1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン縮合物と α -ヒドロ- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)とヘキサヒドロフタル酸無水物の反応生成物
- ⑧ 3-(オキシラニルメトキシ)-プロパンニトリル
- ⑨ 1-(カルバゾール-9-イル)-3-クロロプロパン-1-オン
- ⑩ グリオキサールとメチルアミンの反応生成物
- ⑪ (2S)-4-(クロロアセチル)-2-メチル-2, 5-ジヒドロピロール-1-カルボン酸アリル
- ⑫ 1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンとトリシクロ[5. 2. 1. 0², 6]デカンジメタノールの反応生成物
- ⑬ 1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンとひまし油脂肪酸の反応生成物
- ⑭ (2S)-4-(クロロカルボニル)-2-メチル-2, 5-ジヒドロピロール-1-カルボン酸アリル
- ⑮ 4-クロロ-1-(2, 3-ジフルオロフェニル)ブタン-2-オン
- ⑯ 3-クロロプロパン酸=5-ヒドロキシペンチル
- ⑰ 酢酸=1-ヒドロキシブタン-3-エン-2-イルと酢酸=2-ヒドロキシブタン-3-エン-1-イルと酢酸=1-ヒドロキシブタン-2-イルと酢酸=2-ヒドロキシブチルと酢酸=3-ホルミルプロパン-2-エン-1-イルと二酢酸=ブタン-3-エン-1, 2-ジイルと二酢酸=ブタン-1, 2-ジイルとブタン-1, 2-ジオールの混合物
- ⑱ 3-シアノ安息香酸=5-(3-クロロプロパノイルオキシ)ペンチル
- ⑲ 4, 4'-ジアミノ-1, 1'-ビアントラキノン-3-スルホン酸とそのナトリウム塩の混合物
- ⑳ 4-(N, N-ジアリルアミノ)ベンゼン-1, 3-ジアミン
- ㉑ N, N-ジアリル-2, 4-ジニトロアニリン
- ㉒ 1, 5, 2, 4-ジオキサジチアン-2, 2, 4, 4-テトラオキシド
- ㉓ (Z)-2-(5-ジクロロホスホリルアミノ-1, 2, 4-チアジアゾール-3-イル)-2-(エトキシイミノ)アセチル=クロリド
- ㉔ 1-(2, 4-ジニトロフェニル)-4, 4'-ビピリジン-1-イウム=クロリド
- ㉕ 1-(2, 4-ジニトロフェニル)-1'-フェニル-4, 4'-ビピリジン-1, 1'-ジイウム=ジクロリド
- ㉖ ジメチルアミン・フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物
- ㉗ 1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオンと 1, 3-ビス

- [2, 3-ビス(プロパノイルオキシ)プロピル]-5-(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオンと1-[2, 3-ビス(プロパノイルオキシ)プロピル]-3, 5-ビス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオンの混合物
- ⑳ ナフタレン-2, 7-ジオール・2-フルアルデヒド・ホルムアルデヒド重縮合物
- ㉑ ナフタレン-2, 7-ジオール・ホルムアルデヒド重縮合物(感光剤用ベース樹脂)
- ㉒ ナフタレン-2, 7-ジオール・ホルムアルデヒド重縮合物(下層膜用樹脂)
- ㉓ 4-ニトロベンゾ-1H-トリアゾール
- ㉔ ビス(3-クロロプロパン酸)=ペンタン-1, 5-ジイル
- ㉕ (5R, 6S)-6-[(1R)-1-ヒドロキシエチル]-3, 7-ジオキソ-1-アザビシクロ[3.2.0]ヘプタン-2-カルボン酸=4-ニトロベンジル
- ㉖ 3-(N-ヒドロキシカルバミミドイル)安息香酸=5-(3-クロロプロパノイルオキシ)ペンチル
- ㉗ 2-ヒドロキシ-1H-ベンゾ[a]カルバゾール-3-カルボン酸ナトリウム
- ㉘ ピラジン-2, 5-ジカルボン酸-多ヨウ素
- ㉙ ピリジンボラン
- ㉚ 6-フェニルニコチノイル=クロリド=塩酸塩
- ㉛ 1-フェニル-4, 4'-ビピリジン-1-イウム=クロリド
- ㉜ ブタン-1-スルホニル=クロリド
- ㉝ 5-tert-ブチル-2-メチル-2H-ピラゾール-3-イルアミン
- ㉞ 1-(3-ブロモ-2-フルオロフェニル)-2-クロロエタン-1-オン
- ㉟ (3-ブロモプロピル)トリフェニルホスホニウム=ブロミド
- ㊱ 1-ブロモメチル-2, 4-ジフルオロベンゼン
- ㊲ 2-ブロモ-2-メチルプロパン酸
- ㊳ ペルオキシ酢酸=1, 1-ジメチルブチル
- ㊴ ペルオキシ炭酸=O, O-(1, 1-ジメチルプロピル)=O-イソプロピル
- ㊵ 4-ホルミルアミノ-3-メトキシ安息香酸メチル
- ㊶ メタンスルホン酸=アゼチジン-3-イル=塩酸塩
- ㊷ メタンスルホン酸=(R)-1-[(R)-2-(2, 5-ジフルオロフェニル)オキシラン-2-イル]エチルとメタンスルホン酸=1-(2, 5-ジフルオロフェニル)-1-(2-メチルオキシラン-2-イル)メチル(主成分)の混合物
- ㊸ メタンスルホン酸=1-ベンジルアゼチジン-3-イル=塩酸塩
- ㊹ 3-メトキシ-4-ニトロ安息香酸メチル
- ㊺ リン酸=ジ-tert-ブチル=クロロメチル

3-2. 「新規化学物質」の名称の公表

- (1) 厚生労働省告示第125号(平成20年3月27日付官報)により、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。
(通し番号15947～16302/356件)
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-23-1-0.htm>])
- (2) 厚生労働省告示第348号(平成20年6月27日付官報)により、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。
(通し番号16303～16646/344件)
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-24-1-0.htm>])
- (3) 厚生労働省告示第460号(平成20年9月26日付官報)により、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。
(通し番号16647～16972/326件)
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-25-1-0.htm>])
- (4) 厚生労働省告示第567号(平成20年12月26日付官報)により、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。
(通し番号16973～17290/318件)
(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-26-1-0.htm>])

3-3. 「名称等を表示しなければならない物」の追加について

政令第349号(平成20年11月12日付官報)により、次の物質が労働安全衛生法第57条第1項の規定に基づき「名称等を表示しなければならない物」に追加された。また、これらの物質は特定化学物質(第2類物質)にも追加された。(施行日:平成21年4月1日)

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-79-1-0.htm>])

- ① ニッケル化合物(粉状の物に限る。)
- ② 砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)

3-4. 「有害物ばく露作業報告」対象物質の見直し

厚生労働省告示第522号(平成20年11月20日付官報)により、「有害物ばく露作業報告」(労働安全衛生規則第95条の6)の対象物質が、下表の物質(右欄の含有量を除く)に変更された。

(対象期間:平成19年4月1日～平成20年3月31日)(報告期日:平成21年1月1日～平成21年3月31日)

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/dl/070409-1h.pdf>])

(報告詳細は、厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/dl/070409-1e.pdf>])

コード	物	含有量(重量パーセント)
60	アクリル酸エチル	0.1パーセント未満
61	アセトアルデヒド	0.1パーセント未満
62	アンチモン及びその化合物	0.1パーセント未満
63	インジウム及びその化合物	1パーセント未満
64	エチルベンゼン	0.1パーセント未満
65	カテコール	0.1パーセント未満
66	キシリジン	0.1パーセント未満
67	コバルト及びその化合物	0.1パーセント未満

68	酢酸ビニル	0.1パーセント未満
69	酸化チタン (IV)	1パーセント未満
70	1, 3-ジクロロプロペン	0.1パーセント未満
71	ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名 DDVP)	0.1パーセント未満
72	テトラニトロメタン	0.1パーセント未満
73	ナフタレン	0.1パーセント未満
74	ニトロベンゼン	0.1パーセント未満
75	ニトロメタン	0.1パーセント未満
76	パラ-ジクロロベンゼン	0.1パーセント未満
77	4-ビニル-1-シクロヘキセン	0.1パーセント未満
78	4-ビニルシクロヘキセンジオキシド	0.1パーセント未満
79	ヘキサクロロエタン	0.1パーセント未満

4. 毒物及び劇物取締法（毒劇法）関連の改正

政令第199号(平成20年6月20日付官報)により、次の物質が、毒物／劇物に指定、または劇物から除外された。

(1) 毒物に指定（施行日：平成20年7月1日）

- ① 塩化ベンゼンスルホニル及びこれを含有する製剤
- ② 1,3-ジクロロプロパン-2-オール及びこれを含有する製剤
- ③ 2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤

(2) 劇物に指定（施行日：平成20年7月1日）

- ① 亜硝酸イソブチル及びこれを含有する製剤
- ② 亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する製剤
- ③ 2-(ジメチルアミノ)エチル=メタクリレート及びこれを含有する製剤
- ④ 1-ブロモ-3-クロロプロパン及びこれを含有する製剤

(3) 劇物から除外（施行日：平成20年6月20日）

- ① 1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン(別名イミダクロプリド)12%以下を含有するマイクロカプセル製剤
- ② [2-アセトキシ-(4-ジエチルアミノ)ベンジリデン]マロノニトリル及びこれを含有する製剤
- ③ p-トルエンスルホン酸=4-[[3-[シアノ(2-メチルフエニル)メチリデン]チオフエン-2,(3H)-イリデン]アミノオキシスルホニル]フェニル及びこれを含有する製剤
- ④ (E)-2-(4-tert-ブチルフエニル)-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチルピラゾール-5-イル)ビニル=2,2-ジメチルプロピオナート(別名シエノピラフェン)及びこれを含有する製剤

5. 薬事法関連の改正

5-1. 指定薬物の指定を削除

厚生労働省令第4号（平成20年1月18日）により、次の3物質が「指定薬物」の指定を削除された。（施行日：平成20年1月18日）

- ① 2-(4-ヨード-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類(新たに「麻薬」に指定)
- ② 2-(2, 5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン及びその塩類(同上)
- ③ 2-(4-エチルスルファニル-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類(同上)

5-2. 指定薬物に指定

厚生労働省令第172号（平成20年12月17日付官報）により、次の6物質が「指定薬物」に指定された。（施行日：平成21年1月16日）

(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/yakuji/dl/H20-1.pdf>])

- ① 1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- ② 1-(4-フルオロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- ③ 1-(4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ④ 1-(4-エチルスルファニル-2, 5-ジメトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑤ N-エチル-N-イソプロピル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
- ⑥ 2-エチルアミノ-1-フェニルプロパン-1-オン及びその塩類

6. 麻薬及び向精神薬取締法（麻向法）関連の改正

政令第385号（平成20年12月17日付官報）により、次の物質が「麻薬」に指定された。（施行日：平成21年1月16日）

(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/mayaku/dl/H20-1.pdf>])

- ① N-メチル-N-(1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-2-イル)ヒドロキシルアミン及びその塩類